**特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の**

**申請方法について**

**１．特定創業支援等事業とは**

　これから創業される方、創業後間もない方を対象に、創業に係る知識習得を目的として継続的に行う支援です。1ヶ月以上の期間で4回以上「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の知識を身につけた方には、特定創業支援等事業を受けたことの証明書を交付します。

　本町における特定創業支援等事業は、与論町商工会が実施する「ゆんぬ創業塾」がこれにあたります。

**２．証明書を申請できる対象者**

　特定創業支援等事業による支援を受けた方で、創業を行おうとする個人または創業後５年未満の個人もしくは法人。

**３．申請期間について**

　・特定創業支援等事業による支援を受けた最終日から１年間まで。

**４．申請に必要な書類について**

　・申請書

　・身分証明書の写し

　・特定創業支援等事業に係る個人情報の提供等に関する同意書

　・特定創業支援等事業を受けたことが確認できるもの（修了証の写しなど）

　・開業届または登記簿謄本履歴事項全部証明書の写し※創業済みの方のみ

**５．証明書の有効期限について**

　下記のうち一番早い日付が有効期限となります。

　・本町の認定創業支援等事業計画の計画期間終了日（令和１１年３月３１日）

　・登録免許税軽減の特例措置の期限日（令和９年３月３１日）

　・創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から５年を経過しない日

**６．特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により活用できる**

**各種支援制度について**

別紙の「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項」をご確認ください。

（お問合せ）

与論町商工観光課　0997-97-4902

担当：加藤